

## 計量法関係手数料(基準器検査手数料)の改正について

平成30年2月  
計量行政室

日頃より、計量行政の適正な執行にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、平成27年に公布された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に対応すべく、特定計量器であるアネロイド型血圧計の検定等に用いる計量器(基準器)のうち、水銀を使用している基準器の代替性を鑑み、「血圧計用基準圧力計」を基準器に新しく追加することとなりました。それに伴い「血圧計用基準圧力計」の検査手数料を手数料規則に追加し、また、現在の検査手数料の単価等が平成22年度から見直されていなかったため基準器に係る検査手数料(産総研で実施するものに限る)について見直しを行うこととしましたので、事前にご連絡いたします(別紙参照)。

基準器検査手数料の改正については、平成30年4月以降に公布を行う予定ですが、施行日については公布日の約半年後を予定しております。

## &lt;連絡先&gt;

経済産業省産業技術環境局計量行政室 川端、石田

電話番号：03-3501-1688

FAX番号：03-3501-7851

E-Mail：ishida-hiromi@meti.go.jp

(別紙)

基準器検査手数料は以下の算出式で行っていますが、今回の見直しは①～④についてすべて見直しています。

<算出式>

$$\text{①人件費} \times \text{③作業時間} + \text{②物件費} \times \text{③作業時間} + \text{④検査装置の減価償却費} = \text{手数料}$$

そのうち、改正前の価格からの上昇率が特に高いと思われる基準器について、改正後の検査手数料と改正の考え方（人件費及び物件費の単価見直し以外）は以下のとおりです。

(密度基準器、濃度基準器及び比重基準器)

- ・ 基準器検査規則の器差検査の方法に、水以外の液体（トリデカン等）を用いた衡量法を新たに追加（濃度基準器は除く）したため、当該検査のための装置を追加。
- ・ 既存検査設備の更新。
- ・ 構造基準（表面張力の影響）の追加や検査方法の追加に伴う、当該検査の作業時間の増加。

基準器名	通常		JCSS付		備考
	現行手数料 (円)	見直し後手 数料(円)	現行手数料 (円)	JCSS付 見直し後手 数料(円)	
<b>密度基準器</b>					
基準密度浮ひょう(JCSS受入含む)	¥11,700	¥50,700	¥2,550	¥4,900	試験方法追加による装置追加 基準追加による検査時間の増加
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計(JCSS受入含む)	¥19,800	¥39,200	¥2,900	¥5,200	試験方法追加による装置追加 基準追加による検査時間の増加
<b>濃度基準器</b>					
基準酒精度浮ひょう(JCSS受入含む)	¥11,700	¥19,200	¥2,550	¥4,900	基準追加による検査時間の増加
<b>比重基準器</b>					
基準比重浮ひょう 基準重ポーム度浮ひょう					
目量が0.001未満又は0.1重ポーム度未満(JCSS受入含む)	¥11,700	¥50,700	¥2,550	¥4,900	試験方法追加による装置追加 基準追加による検査時間の増加
上記以外(JCSS受入含む)	¥3,950	¥32,100	¥2,050	¥4,900	試験方法追加による装置追加 基準追加による検査時間の増加